周南市シルバー人材センター

シルバーショップ

協力店募集!

シルバー人材センターは活力あるまちづくりを目指しています フレンドリーショップ制度を活用し 共に周南市を盛り上げましょう!







年会費	無料
登録対象	・市内事業所 ・市内店舗
制度内容	 ・当センターのホームページにて貴社のPRが可能です。 ・年4回発行される会報誌「いきがい」などにてPRが可能です。 ・周南市シルバー人材センターの会員を対象に特典(商品の割引・サービスなど)のご提供願います。 ※センターの会員は会員証を所持しています。
申込方法	・申込書に必要事項をご記入のうえ、センター事務局へ ご持参または郵送にてお送り下さい。

公益社団法人 周南市シルバー人材センター

本部 周南市桜木三丁目1番3号



公益社団法人 周南市シルバー人材センター

「シルバーフレンドリーショップ」実施要項

【運用開始】令和3年7月1日

【登録方法】

別紙の「シルバーフレンドリーショップ」協力店申込用紙に必要事項を 記入し当センター事務局へご持参していただくか、郵便にてお送りください。

【広告掲載について】

- 1. 当センター会員向けの会報誌にて貴社の PR が可能です。
- 2. 当センターのホームページで貴社の PR が可能です。
- 3. 先着順に掲載を行いますのでお時間が掛かる場合もございます。 予めご了承願います。

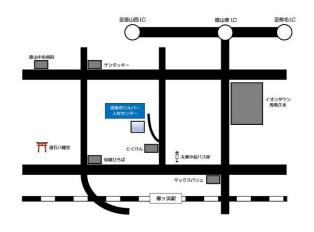
【お問い合わせ先】

公益社団法人 周南市シルバー人材センター

〒745-0806 周南市桜木三丁目1番3号 TEL:0834-25-6262 FAX:0834-25-6266

e-mail: shunan@sjc.ne.jp (原稿の送付後、お電話にてご連絡願います)

【アクセス】





シルバー フレンドリーショップ制度



公益社団法人 周南市シルバー人材センター

「シルバーフレンドリーショップ」制度について

1. シルバーフレンドリーショップ制度(会員優待割引制度)とは

シルバーフレンドリーショップ制度とは、公益社団法人周南市シルバー人材センターの登録会員を対象とした制度で「会員証」を提示するだけで提携している店舗、事業所での商品の割引や景品の提供等、様々なサービスを受けることができる制度です。この制度を導入することにより、センター登録会員の福利厚生の充実と会員拡大を併せ、市内の店舗の売り上げ向上(市活性化への協力)、周南市シルバー人材センターの普及啓発活動につなげようとするものです。

2. 利用対象者

周南市シルバー人材センターの登録会員

3. 利用可能な店舗

主に市内で営業されている店舗や事業所で、趣旨にご賛同いただき、様々な特典(商品の割引、景品の提供など)の協力と承諾を得られた店舗や事業所とします。

4. 利用方法

各会員が直接協力店で「会員証」を提示し、特典(商品の割引、景品の提供など)を受けます。

5. その他

割引等の内容については、各店舗、事業所ごとに異なるので、協力店「利用案内一覧」を作成し、事務局発行の「シルバー会報誌」にて、会員に周知します。利用中に起きたトラブル等については、当事者間で解決するものとし、周南市シルバー人材センターは、その責任は一切負わないものとします。

協力店様へ

【ご協力いただける店舗・事業所様へのメリット】

- ・当センターの会員数は、約1000名であり、当センターで発行する広報誌などに、 店舗の PR が可能。
- ・当センターのホームページにて店舗の PR が可能。
- ※掲載する費用については無料です。

【ご協力いただける店舗へ】

この趣旨にご賛同いただける事業主の方は

- ① 別紙【シルバーフレンドリーショップ】協力店申請用紙にご記入下さい。
- ② ご記入いただいた後は周南市シルバー人材センター事務局へご持参いただくか、 郵便にてお送りください。
- ③ 周南市シルバー人材センターにおいては、【協力店一覧】を作成し 当センター登録会員に配布します。
- ④ 当センターで作成した「協力店ステッカー」を店舗に掲示していただきます。



協力店ステッカー



会員証イメージ